2　転園申込

転園を希望する方は、次項にある転園申込書を児童育成課保育・幼稚園担当に提出してください。提出書類は、次項「３　提出書類」をご確認ください。

注意事項 ⓘ

・年度途中の転園は、利用調整において、新規の方の入園が優先になります。
・**転園が内定した場合、内定の辞退はできません**ので、ご注意ください。入園されている保育施設には、その時点で次のお子さんが内定しています。
内定を辞退して元の保育施設に戻ることはできません。

3　提出書類

書類の提出に係る注意事項 ⓘ

（１）兄弟姉妹等複数人の申込を行う場合においても、証明書類等は１部のみご提出で問題ございません。
（２）締切日間近のご提出・申請の場合や、不足書類が申込受付期間内に揃わなかった場合、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。ご注意ください。
（３）各種証明書類の有効期限は、発行日から３か月以内です。
（４）その他、必要書類の提出を求める場合があります。

入園のしおり及び各種証明書は、こまえ子育てねっとからダウンロー ドすることができます。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。
（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞令和９年度保育施設入園申込関連書式）

入園のしおり
各種証明書

提出書類の詳細は次ページへ続く

必須書類

①令和９年度子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所（転園）申込書

②児童の健康・発達に関する記録表（申込締切月までに申込児童が出生していない場合は省略）

③令和９年度認可保育所等入園申込チェック表（年度途中申込時には不要）

④個人番号（マイナンバー）記入用紙（４月１日付けかつ電子申込の場合のみ必要）

４月申込みで電子申請の方のみ

※❶❷の両方を提出してください。

必要なもの	補足
❶個人番号（マイナンバー）記入用紙	初めて子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請及び、保育所等入所申込をする場合かつ、電子申請（LoGo フォーム）で申請を行う場合、個人番号（マイナンバー）の提出が必要です。
❷代表保護者の本人確認書類の写し **１点のみの添付でよいもの** **A** 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（両面）、在留カード等 **２点添付が必要なもの※Ｂを２点、またはＢとＣから各１点** **B** **顔写真のない官公署発行の書類等** 各種保険資格確認書、各種年金手帳、各種医療証、生活保護受給者証等 **C** **顔写真付きの民間発行の書類等** 学生証・社員証等、国または地方公共団体が発行した資格証明書で写真を貼付したもの	電子申請の場合、電子フォーム上で❶及びマイナンバーカードの写しは提出できません。提出は窓口もしくは郵送にて提出ください。 電子提出の場合に限り必要書類をご提出ください。なお、５月１日付け入所以降は窓口または郵送申請のみのため、本手続きは不要です。

⑤本人確認書類（上述の④を提出される方は不要）

※提出が必要な方は以下の本人確認書類を提出してください。

必要なもの	補足
１点のみの添付でよいもの **A** 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（両面）、在留カード等 **２点添付が必要なもの※Ｂを２点、またはＢとＣから各１点** **B** **顔写真のない官公署発行の書類等** 各種保険資格確認書、各種年金手帳、各種医療証、生活保護受給者証等 **C** **顔写真付きの民間発行の書類等** 学生証・社員証等、国または地方公共団体が発行した資格証明書で写真を貼付したもの	４月１日付け入所申込において電子申込を行う場合で④を提出される場合、その手続きで本人確認書類を提出するため、本手続きは省略します。 窓口提出の場合は、必要なものを窓口へご持参ください。その場で本人確認を行います。 郵送提出の場合は、必要なものの写しを同封し提出してください。

⑥保護者が保育にあたれない状況を証明する書類（下記ア～クが両親ともに必要）

※ひとり親で、同一生計の祖父母等がいる場合は、その方が保育にあたれない状況を証明する書類（ア～クに準ずる）も必要です。
★印は市指定の様式の提出が必要

ア	外勤・内職	就労証明書（★）（会社記入）
イ	自営業 ・ 親族経営会社勤務	就労証明書（★）（自身で記入） ※いずれかの自営を証明する下記の書類の写しが必要です。 1. 直近の確定申告書（電子申告の場合には受付番号が付番された申告書（第１表・第２表）） 2. 開業届 3. 給与明細（専従者用・直近３か月） 4. 契約書（直近３か月が範囲内となっているもの 5. その他（納品書・領収書・メール・通帳の写し等相手先が分かる書類（直近３か月の各月１点ずつ））
ウ	就労内定	就労証明書（★）（会社記入）
エ	病気や障がいがある	障害者手帳の写し・診断書等 （**保育が困難との記載があるもの**。詳しくは問い合わせ又は市の様式を使用）
オ	介護にあたっている	介護を証明する書類（介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳等の写し、診断書等）及び１週間の介護スケジュールが分かる書類（様式自由）
カ	就学	就学を証明する書類（在学証明書等）及び１週間の就学スケジュールが分かる書類（時間割表等、様式自由）
キ	出産（予定を含む）	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページの写し） ※就労中の方は、出産予定でも就労証明書が必要です。 ※入所可能年齢に達しなかった場合は、入所できず待機となります。入所可能年齢に到達する利用調整会議で、改めて利用調整を行います。
ク	求職活動	就労確約書（★）（自身で記入） ※ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し等が必要です。

該当する方のみ必要な書類　★印は市指定の様式の提出が必要

①以下の認可外保育サービスを利用して有償託児し、かつ現に保護者に保育の必要性がある方（育休、求職中、復職予定を除く）

※調整指数番号９又は10の加点には、証明書等の提出により、復職日が確認できた時点以降で直近の利用調整会議から加点になります。

	認可外等保育サービス	対象となる施設	必要書類	補足
月極的託児	認証保育所	東京都等に届出ている事業者に限る	▼「受託証明書」（★）（施設記入） または以下の❶と❷ ❶（受託開始日から）契約書の全て ❷直近１か月の保育料が支払い済であることが分かる領収書等の写し	・過去に利用がある場合も、必要書類を提出してください。 ・廃園・認可移行等の施設状況の変更により、託児先施設への継続通園が困難になる場合も、必要書類をご提出ください。
	家庭福祉員			
	認可外保育施設等	行政自治体に届出ている施設に限る		
	幼稚園等			
スポット的託児	ベビーシッター	東京都等に届出ている事業者に限る	▼「受託証明書」（★）（施設記入） または以下の❶と❷と❸ ❶入所申込日の１か月以上前から託児していることが分かる実績表 ❷直近１か月の保育料が支払い済であることが分かる領収書等の写し ❸託児を開始した日が分かる資料（利用登録に係る証明書等）	・ファミリー・サポート・センターの利用は、援助内容が「預かり（及び送迎）」のみに限ります。 ・原則、証明日を含む直近1か月分をご証明ください。ただし、病気療養等のやむを得ない事情により直近１か月の受託日数・時間が通常より少ない場合は、その事情が生じる前の証明で構いません。
	一時保育（幼稚園を除く）			
	・こども誰でも通園制度 ・多様な他者との関わりの機会創出事業			
	ファミリー・サポート・センター			

②入所希望日までに転入予定の方

必要書類	補足
・物件引き渡し日・転入先住所・契約した保護者名を明記した賃貸借契約書又は売買契約書（写し）等 ・狛江市内の祖父母宅に引っ越す等の場合は「同居予定申立書」（★） ・同一生計者全員分の住民票	転入予定者の申込みは、入所希望日の前日までに転入されることを条件に申込みを受け付けます。利用調整の結果、内定した場合であっても、入所希望日の前日までに転入ができなかった場合は、内定を取り消します。

③令和８年１月１日に狛江市に住民票のない方

必要書類	補足
令和８年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書	令和８年度課税証明書は、令和７年１月１日～令和７年12月31日までの収入によって決まり、令和８年１月１日に住民票を登録していた自治体で取得できます。

④育児休業期間延長を許容できる方（転入予定のない市外住民の方は提出できません）

必要書類	補足
令和９年度入所の審査に関する同意書（★）	同意書を提出された場合、提出されていない児童より利用調整順位を下位にします。ただし、入所申込をした施設に空きが生じ、上位順位に入所希望者がいなかった場合、入所内定を出します。

⑤保育士資格を有しており、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設又は企業主導型保育事業で、保育士として従事している方（新規入所申請の方のみ）

必要書類	補足
保育士証の写し	就労証明書の内容と併せて拝見します。育児休業中であっても、ご提出ください。

⑥離婚を前提とした別居中の場合

必要書類	補足
裁判所の呼び出し状等、離婚手続き中であることが分かる書類の写し、または「離婚を前提とした別居中の誓約書」（★）	「配偶者が死亡した場合」「離婚が成立した場合」は、書類の提出は不要です。

⑦同一住所に居住しているが、生計が完全に別の方がいる場合

必要書類	補足
それぞれの世帯の光熱水費（いずれか一つ、直近３か月分。）の領収証の写し	同一住所に居住する同居家族がいる場合は、その同居家族も含めた所得割額で世帯の階層判定をする場合があります。ただし、その同居家族と生計が完全に別であることが証明できる場合は、その限りではありません。

⑧入所申込時点で申込児童が出生前の場合（４月１日付け入所申込に限る）

必要書類	補足
出産前申込に係る確認書（★）	入所申込時点で申込児童が出生していない場合、複数の条件をご確認いただいた上でお申し込みいただきます。必ず確認書の内容をご確認、ご署名のうえご提出ください。

⑨保護者が保育にあたれない理由が「病気や障がいがある」「出産」「求職」以外で下記書類がある方

必要書類	補足
障害者手帳の写し、診断書、介護保険被保険者証、東京都が指定する難病の登録者証等	左記書類を提出することで、利用調整所上の加点が生じる場合があります。